

# 交通事故被害者の会

第66号

2022年8月15日 (年2回発行)

ホームページ <https://hk-higaisha.net/>発行 北海道交通事故被害者の会  
代表 前田 敏章001-0030 札幌市北区北30条西6丁目4-18  
北海道交通安全協会内

TEL 011-299-9025 FAX 011-299-9026

E-mail [info@hk-higaisha.net](mailto:info@hk-higaisha.net)

被害者の会は、被害者どうしの支援と死傷被害根絶のための取り組みを目的とした、交通事故被害者でつくる会です。  
入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。会報が送られ、交流会等に参加できます。

## 娘の笑顔が見たい！ 声が聞きたい！

札幌市 水野 美代子

就職して3年経った平成4（1992）年2月15日、娘の務める職場のレクリエーションで4台の車に分乗してスキー場に向かう国道339号線で、娘の乗った車が千歳に向かう大型バスと衝突し、3人が重軽傷を負い、運転者と後部座席の娘は亡くなった。支店全員参加の職場のレクリエーション・・・。

交通事故のことなど私は全く考えていなかった。あるはずはないと思っていました。それなのにどうして……。実況見分調書すら見ることも出来ず、原因や真実も分からないまま悲しみに閉ざされてしまいました。



水野寛子さん

食が細くてやせていたのが気になったくらいで、大病ひとつせず元気に成長しました。好奇心旺盛で何事にも熱心、卓球やスキーなどの運動、動物を可愛がり小さい子どもが大好き。家族にもやさしい心配りをしてくれました。

寛子のまわりには沢山の良い友達がいました。そのお陰で私たちは娘を亡くした後も支えられてきました。忙しい合間に手芸をしたり、休日には友達と買物に行ったりして青春を楽しんでいました。たくさんの未来があったのに、21歳と5か月で、その生命を絶たれてしまった。

娘の笑顔が見たい！ 声が聞きたい！

人間は自分に降りかかって初めて悲しみや苦しみを知る。それでは遅い。

車優先社会の犠牲になってはいけない。

ドライバーは車の運転マナーを守ってください。

それが自分の命を守り、他人の命をも大切に出来るのです。



「いのちのパネル」より

※ 次ページに「娘を失って30年」の手記

〈今号の内容〉① 手記 ②～⑥ 会員の報告とお便り ⑦ いのちのパネル展 ⑧ 道くらし安全局道民生活課より寄稿 ⑨ コラム「北海道内市町村の犯罪被害者支援特化条例」⑩⑪ 「子ども・高齢者など歩行者・自転車の絶対安全社会実現を」 ⑫ 編集を終えて、日誌、他

**報告とお便り こんな悲しみ苦しみは 私たちで終わりにして下さい ①****娘を失って30年****札幌市 水野 美代子**

あの時から30年が経ちました。当時の私は、目が覚めると寢子はもういない、話をすることもできない。絶望感、胸をえぐられるような息苦しさ、生きているのがこんなにも辛いものだ、いつも思っていました。毎日、色のない白黒の世界にいるような気持ちだった。

あの日は、所用があって私と夫は家を空けていた。連絡を受けたのは事故からずいぶん時間が経っていた。今の時代のように携帯電話も無かった。夫の職場の方たちもいろいろ探して下さっていた。

職場のレクリエーションだから安心してた。私は、いろいろ後悔ばかりした。泣いてばかりもいられない。食事の支度もしなければならぬ。動いている時だけでも少し心安まる。娘の友だちも来てくれて助けられた。愛犬も私たちの気持ちを察してくれているかのようなようだった。

事故のもっと詳しい事を知りたかった。何人かの弁護士さんに相談したが、あの頃は交通事故はしかたがないとか、あまり真剣に考えてもらえなかった。孤独だった。

平成7(1995)年、新聞に「大切な命を守ろう」と交通安全を訴えるチラシ配りをしている女性の記事を見つけた。会いたいと思った。翌日札幌駅へ向かった。私もチラシ配りをさせてもらった。佐藤さんと出会った日だった。



会員の皆様お元気ですか。コロナ禍のため、総会もフォーラムも中止で会員同士の交流機会がなく、さみしいです。早く終息をと願うばかりです。暑さにも気をつけてお過ごし下さい。

(前ページに、2003年作成の「いのちのパネル」手記)

**息子がいなくなってから33年です  
相手を想う気持ちで被害根絶を！****札幌市 二宮 徳恵**

早いもので、息子がいなくなってから33年になります。それから今日まで、私自身いろんな事がありました。交通事故をなくそうと、いろいろ努力してきました。コロナで人出が少ないと事故も少なくなりました。しかし、私たちと同じ家族を亡くされ

た人は無くなりません。



事故をどうして防げるのだろう。相手を想う気持ちが必要だと思います。

自分のやりたい放題で突っ走っていると、相手の事がわかりません。「〇〇

かも知れない」と考えて行動したら(車も人もです)どうかな、と思います。想いやりが事故を少なくするのではないかと考える今日この頃です。

(会報22号p1に手記「ボーボーと呼ばれていた息子」)

**今でも我が家は4人家族です****函館市 福澤 きよ子**

皆様お元気でしてでしょうか。

私たちは、毎月子どもたちに遭いに行きます。花とおやつと果物を手に。二人の子どもにふれる事も出来ませんが、「おはよう、遭いに来たよ～」から始まります。今でも泣き出ししてしまう時がありますが、その時は「ごめん、お母さんは太陽のように笑顔でガンバルから」と話しかけます。そして、1カ月間にあった事などを話かけると、亡き亜紀と佳奈の二人は、直ぐに「知っているよ。いつも見ているからね」と言っていると勝手に思っています。

私たちが頑張れば、子ども二人もきっと来てくれるかな?などと思い、また4人で話せる時が来ることを楽しみにして生きられたらいいと思っています。

(会報61号p1に手記「二つの命」)

**娘が生きていたなら…加害者への憤りは決して薄れません****札幌市 原田 利彦**

世話人の皆さま、会のためにご尽力いただき心よりお礼申し上げます。

新聞、テレビ等で交通事故の報道を目にするたび、亡くなられた方、遺族、知人の方の無念さ悲しみを思うと心が痛みます。

私たち夫婦も高齢となり、老後の生活に不安を抱えております。娘が生きていたなら、どんなに心強かったことか、と思うと加害者への憤りが薄れることはありません。

交通事故の厳罰、事故件数が減ることを願わずにはられません。(会報20号p11に手記「危険運転の加害者に命の重みに見合う刑罰を」)



## 報告とお便り こんな悲しみ苦しみは 私たちで終わりにして下さい ②

### 夕張で「いのちのパネル展」を開催しました 夕張市 永野 準二

今年で母が亡くなり丁度20年です。夕張でパネル展を開催しました。会場が事故現場の目の前という事も有り、自分自身心の葛藤がありましたが、ここでやる事で、事故を風化させてはならない、二度と私達の様に悲しい思いを誰もしないしてほしいと願いを込め、沢山の人の目に届きました。

小野実行委員長をはじめご協力頂いた方々に心より感謝します。私のわがママを聞いて下さりありがとう

ございました。(会報12号p1に手記「太陽が沈んだ日」)



7月25～27日 夕張市「りすた」

### 運転適性試験を もっと厳しく 札幌市 谷藤 景子

会の運営をしている皆様、本当にご苦労様です。身体に気をつけて下さい。お手伝いできなくて申しわけないと思っています。

私は、足の傷は残っても、ウォーキングもでき、回復しつつあります。支えの夫がいるので、ここまでこれたと思います。

会の要望事項ですが、(被害者の尊厳と権利について求めた) 3-1から3-6項は大変良いと思います。あと、安全運転が出来ない人が沢山いるので、運転適性の試験をもっと厳しくすべきだと思います。

(会報62号p3に手記「車にはねられ、複雑骨折の重傷を負いました」)



### 「飲酒運転根絶の日」松山地区決起大会に参加して

江別市 高石 洋子

7月13日は、道条例に定められた「飲酒運転根絶の日」でした。久々に決起大会に呼ばれて、江差の松山振興局へ行って来ました。会場は各椅子を離して並べられていました。20名ほどが会場におられましたが、大きなスクリーンがあり、各町にリモート方式での開催と言う形で行われました。

スクリーンには、8年前の小樽ドリームビーチで起きた飲酒・ひき逃げで犠牲になった、お嬢さん3名の写真が映し出されました。何年たっても、この写真は見るのが辛いですね。

会場には、若い方は見当たらず、スタッフさんに2人いたくらいでした。かろうじて、小樽事件を知っているのかなと思うと、この事件も、どんどん風化されて行くのだろうか?と考えさせられます。そもそも、この道条例が作られるとき、遺族仲間と参加して、良いものを、実効性あるものを作って頂けると期待していましたが、最初に見せられた素案は理念性のもので、私達遺族とは大きな温度差があったのです。このままでは、まだまだ、飲酒運転は無くなりません。

もっと強い条例に変えてもらって、強く報道して頂かないと、多くの、飲酒運転を他人事と思っている大人に気付かせられないのだ!!と、強く話してきました。

↓ 「北海道新聞」2022年7月16日

最後に「飲酒運転をしない、させない、ゆるさない、そして見逃さない」の合言葉が紹介されていましたが、私の胸には空しく響きました。抑止を考えると、言いたい事はいっぱいあります。が、今、私の思いは、空しいのです。

世間はそろそろ、通常の暮らしに戻っていているようです。そんな中で、恐ろしい事故が起きないことを祈っています。(会報24号p1に手記「拓那へ、母からの手紙」)

### 悲劇、もう二度と…根絶誓う

【江差】道が定める「飲酒運転根絶の日」の13日、19年前に当時高校1年生だった次男をひき逃げで亡くした高石洋子さん(60)が松山振興局で講演した。肉親を突然失う交通事故の悲惨さ、司法の場で感じた理不尽などを訴えた。参加者はじっと聞き入り、飲酒運転根絶への思いを新たにしました。(米林千晴)

松山振興局で被害者の会・高石さん

### 「発覚免脱罪」経緯も報告

同振興局や管内6町のりまート会場で行われた「飲酒運転根絶の日」の13日、19年前に当時高校1年生だった次男をひき逃げで亡くした高石洋子さん(60)が松山振興局で講演した。肉親を突然失う交通事故の悲惨さ、司法の場で感じた理不尽などを訴えた。参加者はじっと聞き入り、飲酒運転根絶への思いを新たにしました。(米林千晴)

高石さんは、ひき逃げで亡くなった次男の死を振り返り、「悲しみよりも恐怖だった」と語った。

加害者は飲酒運転だったが、逃走したため呼称アルコールが検出できず、飲酒運転は立証できなかった。高石さんは「逃げずに被害者を救済するべき、逃げた方が罪が軽くなる急げ逃げ」があつてはならない。こんな苦しみは私たちが最後にしよと誓った。署名活動やチラシを渡して10年以上かけて「発覚免脱罪」の法罰強化を求めた経緯も報告した。家族の心境的に、私たちが同じようにと起きないよう、多くの人がなりたいと語りかけた。

### わが子失う苦しみ 家族の心境切々と

飲酒運転 STOP



**報告とお便り こんな悲しみ苦しみは 私たちで終わりにして下さい ③****コロナ禍で 入院中の子どもの面会が  
できません 江別市 竹橋 信良**

コロナ禍のため2020年の2月から、入院中の子どもへの面会ができず、歯がゆく、落ち込むばかりではいかんと思い立ち、見よう見まねでウォーキングを始めました。

運動音痴でいつまで続くのかと不安でしたが、何とか2年3カ月ほど続いております。そして、健康づくりの他に、交通安全の上からも学ぶことが多いのに気づきました。

その一つは、走行車の信号や一旦停止の無視、駐車違反等々で、その上、自転車や歩行者のマナー違反が目につくことです。

この実態を日々目にし、安全運転の再認識と、

どんな時にもルールを守り、譲り合いの気持ちを持つことの大切さを痛感しています。

二つ目は、車に頼らず2本足で生活することが生涯の基本ということを教えられ「高齢者の免許証返納」も抵抗なく実行できるような気がしております。

この二つが他人様（ひとさま）と我が身を守る上で大切という思いが強まった今日このごろです。

（会報52号p1に手記「息子は、青信号で横断中に、前方不注視の右折車に轢かれ、遷延性意識障害となり、7年を経た今も入院中です」）

**「命の大切さを学ぶ教室」に協力して**

副代表 真島 勝彦（公認心理師）

犯罪被害にあうことは他人事ではなく、自分の問題であり、社会全体の問題でもあります。しかし、多くの場合、自分が被害者や被害者遺族になるまで、犯罪が自分たちの問題だということに気づくことが難しい。

北海道警察では2011年から「命の大切さを学ぶ教室」を通して、犯罪被害の問題が自分や社会全体の問題であることと、一人一人の命の大切さ、かけがえのなさを感じる機会を提供しています。

会ではこの北海道警察の「命の大切さを学ぶ教室」の活動に協力して、交通犯罪の理不尽さや悲惨さを会員が自分の体験を通じて語っています。それぞれの会員の体験を通して、子どもたちに、交通犯罪が人ごとではなく我がことであることを知ってもらい、自分と人の命を守るためにはどうしなければいけないのかを考えてもらい、自分の生活の中で命をまもる方法に気づいてくれればと願いながら前田代表や私たち会員は関わっています。



私は危険運転で裁かれた加害者の交通犯罪の事を話すことで、子供の命を守れなかった親の無

念さと志半ばで命を奪われた息子以明（いざや）の無念さを知ってもらい、自分と人の命のかけがえのなさを実感してくれればと祈りながら話しています。そして、交通事故を起こさない、会わないためには、交通規則を守ることから始まるということを、愚直にどんなときでも交通法規を守っていた息子の生き方を通して伝えています。

コロナ禍のなかで、3密を避けるために「命の大切さを学ぶ教室」の機会がなくなった時期もありましたが、昨年より少しずつ体験講話の機会も増えてきています。



今年度もコロナ禍のなかでも、生徒が自分や人の命の大切さを実感するためにも私たちの体験を聴くことは大切なことだと判断されて、従来の体育館などに集めて話を聴く形だけでなく、校内放送を通して話を聴くことも増えています。

なかなかコロナ禍は終息しませんが、これからも微力ですが子どもたちに命の大切さと交通犯罪の理不尽さを伝えていきたいと思います。

（会報38号p1に手記「息子が生きていれば」）

**報告とお便り こんな悲しみ苦しみは 私たちで終わりにして下さい ④****私の「心情等伝達制度」体験記**

小樽市 斎藤 敬子

私の長男（当時27歳）は2016年3月16日未明、悪質な飲酒ひき逃げ事件で、かえらぬ人になりました。加害者に下された判決は懲役5年です。6年後の現在は法律で定められた刑期を終了したようです。

私は、加害者が収監されているのは、犯した罪を償うためだと思っていましたので、その刑期を終える前に釈放されて出てくる仮釈放を怖れていました。その可能性を考えるのも嫌でした。なので北海道地方更生保護委員会から、加害者の仮釈放を許すかどうかを判断する審理が始まった、という通知を受けた時は、体が震えました。すでに審理は始まっていたのです。もう避けられない。現実を嘆くより自分に出来ることを精一杯しようと決めました。それは具体的には「意見等聴取制度」を利用することです。

申し出るとすぐに担当官が対応してくれて札幌第三合同庁舎5階の更生保護委員会で意見を述べることになりました。事前に被害者の会に報告し激励を受けました。

私は、以前より加害者側には権利や人権が法律で決められ護られているのに対し、被害者は置き去りにされているように感じて、理不尽な気持ちを抱いていました。まるで、事故の悲惨さ、遺族の苦しみ、が法律とか世間という壁に阻まれているようで、そして限られた場所でのみ、それらを吐き出す事ができるのです。会議の場では、処遇を決める委員と担当官等3人の前でこのような発言もしました。

仮釈放されずに満期釈放では保護観察は行われたい、という事実もその時知りました。その場合は、出所後必要だと思われる指導などが受けられないというのです。保護観察を選ぶように迫られているようで、ここでもやはり被害者の存在を軽くみる法律なんだな、とやるせない気持ちでした。

意見は、処遇の決定の参考のために伝えるものです。どんな想いでも伝えなければ相手は知りようがないのだから、伝えることが大切なのだと思っています。



その審理の結果は約2カ月後に届きました。仮釈放が許可されたという項目にチェックが付けられただけの無味乾燥な書類が1枚でした。

続いて、3カ月が過ぎた頃、加害者の保護観察の開始年月日と終了年月日、加害者が守らなければならない「遵守事項」等がかなり詳細に記された通知書が突然届きました。いつも突然なのです。担当部署も札幌保護観察所に移っていました。加害者はもうすでに仮釈放されていたのです。

これに対して私ができることはもう一つしか残されていませんでした。それは、被害に関する心情等を加害者に伝えることができる「心情等伝達制度」を利用することです。今まで抱えていた気持ちを精一杯、最大限に伝えたいと考え、事前に被害者の会では考えをまとめるために会っていただき、以前より助言をいただいていた札幌市の被害者相談室には下書きの文書を見てもらい、多くの助言を得ることができました。たくさん周囲に支えてもらいました。

新しく担当になった保護観察所の保護官と保護司の2人に2度面会して、話しながら文書を作っていました。どんなことも疎かにせず寄り添ってもらえたおかげで、苦しみの中にも気持ちのこもった文書ができたように感じています。

完成した文書は、加害者担当の保護官が読み上げ、その時の様子や、私が質問したことへの返答と共に通知が来ました。それを読む限り、私たち遺族の気持ちを伝えられた、と思っています。私が何もしなければ、加害者の気持ちも知ることはなかった。だからもっとこの制度を利用してもらいたいと思っています。

まずは、知ってもらうことからだと思い、私の個人的な話をさせていただきました。もっと被害者も報われる世の中になることを心より願っています。

私は、自分一人の力では何もできなかったでしょう。関わっていただき支えてくれた周りの全ての方に心より感謝しています。ありがとうございました。

（会報54号p1に手記「飲酒ひき逃げに厳罰を！遺された親の願い」）



〈編集者メモ〉斎藤さんが必死に向き合った更生保護における4つの制度（「意見等聴取制度」「心情等伝達制度」「被害者通知制度」「相談・支援」）の概要については、法務省のサイト「更生保護における犯罪被害者等施策」を参照下さい。





## 発足から20年の「いのちのパネル展」

いのちのパネル実行委員長 小野 茂

2001年「生命のメッセージ展」を「かでる2・7」で開催。事前に行行政からの後援依頼など駆け回り、開催する事が出来ました。当時の反応は予想以上に多くの人に感銘を与えたと思いました。

このままでは終われない、2003年北海道交通被害者だけのパネル展を開きたい！「いのちのパネル展」（命名、水野様）を賛同してくれた6名からの発足でした。後、20名を超える参加者で、現在は26名になり全道、東京でも展示されました。

北海道から「交通被害を無くしたい」と願い、展示活動は今年で20年を数えます。場所取りから始まり、当日の設置、撤収と一度の展示で多くの時間と労力が必要でした。

昨年コロナが収まり始めた頃、各方面から冊子を拡大コピーして展示したい（道警本部では全道の運転免許試験場に常設）との要望が続き、毎年開催したいと報告を受けました。想いがけない広がり到大変嬉しく思います。

昨年、息子の23回忌を済ませ、私も体力的に無理が効かない年齢となりました。自主活動は本年度を持って終わりとし、以降は依頼があった所での開催にしたいと思います。今迄ご支援ご協力頂きました皆様には感謝申し上げます。

（会報15号p1に手記「息子は無謀運転の犠牲に」）



### パネル展 感想

#### ◆ 一つだけのすてきな命を すてきなミライに

一つしかない命だからこそ、もっと自分じしんをたいせつに。人をころしてしまえば、くいがのこる人生。たすけたい。まもりたい。かなしい、さびしい。このきもちを前より大切に。今をもっとたいせつに。この時間、一分、一秒をもっとたいせつに。次につなげる大きな一歩。（9歳 女子）

◆ 車は凶器 車は一つ間違えると大変な事になります。車は凶器です。できれば車は乗らない方がいいと思います。（60歳代 男性）



◆ JR手稲駅 6月7～13日 ↑

↓ ■ 佐川急便（株）札幌北営業所 3月7～18日

#### ■ 心を痛くしました

私は、いのちのパネル展を見て、自分の知らない所で色々な事故が起きていることを今日知り、すごく悲しい気持ちになりました。小さいいのちや大切な家族のいのち、もし自分の身近な方や、自分が事故を起こしてしまったらと思うと、とても心を痛くしました。（20歳代 女性）

#### ■ 親戚も親友も交通事故で失いました



毎日、仕事やプライベートで車のハンドルを握らない日はありません。「車は凶器な乗り物です」と運転免許の学校で教わった事を、今もはっきり覚えています。当時は若く、そんなものかと思っていましたが、歳を重ねる毎に車の危うさを感じていました。

親戚もそして親友も交通事故で失いました。悲しみしかありません。「いのちのパネル展」を見て、やるせない思いです。自分の家族が事故で命を奪われたと思うと……。仕事でハンドルを握る以上、悲しむ人を作らない運転を心掛けます。交通事故被害者が一人でも無くなることを祈ります。（40歳代 男性）



寄稿

## 交通死傷事故ゼロを目指して

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課

交通安全担当課長 箱崎 和好

前田代表をはじめ、交通事故被害者の会の皆様におかれましては、平成11年の発足以来、様々な活動を通じ、命の大切さ、交通犯罪の被害に逢われた方や御家族の悔しさを訴え、「交通死傷被害ゼロ」を目指し、日々御活動されておりますことに、心から感謝を申し上げます。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の活動が大きく制限される中、会報やいのちのパネル展等により、交通犯罪による被害の悲惨さを周知する活動に御尽力されておりますことに、心から敬意を表します。

さて、御承知のとおり昨年の交通事故統計によると、お亡くなりになった方は北海道の交通事故統計の記録が残る昭和22年以降最少となりました。

しかしながら、依然として多くの尊い命が犠牲となり、また、大きな怪我をされている方がいらして  
おり、当事者はもとより、その御家族等の多くの方々が悲しみ、苦しんでいる現状があります。

道では本年、いのちのパネル実行委員会様の御協力をいただき、北海道議会庁舎展示コーナーにおけるパネル展、及び北海道庁展示コーナーにおける夏の交通安全運動に伴うパネル展において、会報に掲載の手記や「いのちのパネル」を展示させていただきました。

パネル展には多くの道民が来場し、パネルを見ていただいた道民の皆様に、被害者、遺族の「もう誰にも悲しい思いをしてほしくない。」という願いを感じていただくことができたものと考えております。

道といたしましても、交通死傷被害ゼロを目指すため、尊い命を奪われた方、今も後遺症で苦しんでおられる方、その御家族の方に思いをはせて、被害者の会の皆様や、関係機関・団体と連携して交通安全対策に全力で取り組んでまいりますので、引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。



## 関係機関の理解と協力で広がる「いのちのパネル」

↓（上記）道議会庁舎1階で展示された飲酒運転根絶を訴える道の展示



(写真右側)  
とその中の  
5枚のパネ  
ル(7/4~  
8/5)

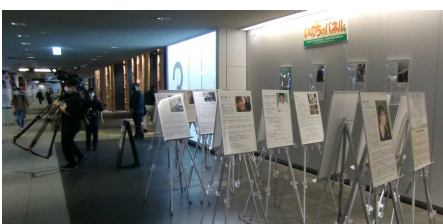


手稲の運転免許試験場2階廊下に常設されているパネル→



←自動車事故対策機構（NASVA）の、地下歩行空間でのパネル展（7/6・7）

NASVA事務所でも常設展示  
「北海道新聞」3月31日→



「車は凶器」遺族の訴え  
札幌で「いのちのパネル展」

[illegible]



## コラム

## 北海道内市町村の犯罪被害者支援特化条例（前編）

副代表 内藤 裕次（弁護士）

## 1 はじめに

令和4年8月26日、北海道弁護士会連合会は、札幌プリンスホテル国際館パミールで、「北海道内のすべての市町村に犯罪被害者支援条例を」と題するフォーラムを行います。このフォーラムは、弁護士会連合会の定期大会の際に行われるものですが、フォーラム自体は会員外の一般の方も参加できます。私は、このシンポジウムの準備に関わっていますので、北海道における条例の現状（前編）やフォーラムの内容（次号会報に掲載予定）についてご説明したいと思います。

## 2 条例の現状

犯罪被害者支援特化条例とは、犯罪被害者支援のための具体的な施策を定めた条例をいいます。令和3年度犯罪被害者白書によると、令和3年4月1日現在、都道府県は32団体、指定都市は8団体、市区町村（指定都市を除く）は384団体が条例を制定しているとのことです（市町村の制定率22%）。

北海道については、道が、平成30年4月施行の北海道犯罪被害者等支援条例に基づいて北海道犯罪被害者等支援基本計画を策定しており、これに基づき、警察による性犯罪被害者の初診料や一時保護施設の借り上げ経費を公費負担とする支援、北海道家庭生活総合カウンセリングセンターへの相談・カウンセリングの業務委託などの支援を行っています。

札幌市については、特化条例はないものの、令和2年8月1日に策定された要綱（条例は議会が制定した法規範ですが、要綱は首長の決裁により成立した内規です。）にもとづき、支援金の支給、家事関連の助成、住居関連の助成、精神被害等関連の助成などの金銭的支援を実施しています。

このほか、道内の市町村については、令和4年4月1日現在、9市町村が特化条例を制定していますが、制定率が5%にとどまっており、全国比でも低い比率になっ

ています。

## 3 条例とする意義

犯罪被害者等基本法は、地方公共団体である都道府県及び市町村も、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することを定めています。これを具体化するのが条例であるわけですが、条例が広く行き渡らなければ、地域間の格差が大きくなり、不公平になってしまいます。

また、札幌市のように要綱という形で施策を実現する方法もありますが、予算の根拠付になる、支援の継続性が期待できる、住民の納得を得やすいなどの理由から、条例の形式を取るのが望ましいとされています。



## 4 フォーラムに向けた準備

フォーラムでは、諸澤英道先生の基調講演に始まり、被害者2名からのメッセージ（うち1名はビデオインタビューの形式）をいただき、条例を制定している自治体職員さんによる現状報告などが行われる予定です。

また、事前準備として、全道179市町村を対象としてアンケートを送付し、回収しています（回収率66%）。アンケートの内容は、被害者支援としてどのような施策を行っているのか、という現状を問うもののほか、条例制定の障害や課題などを問うものにもなっています。

このアンケートの発送に際しては、被害者が創る条例研究会の協力を得て、「すべてのまちに被害者条例を〔第4版〕」および「市町村における犯罪被害者等基本条例案 第5版」を同封して発送しています。

さらに、支援条例を制定している9自治体のうち、7自治体を訪問し、条例制定に至った経緯、支援の現状などについてお話を伺ってきています。

フォーラムの内容や成果については、次号会報でご報告致します。

以 上

（会報19号p1に手記「妻の死を無駄にしない」）



## 62号コラム～交通死傷はいまだ「日常化された大虐殺」～ 再論 子どもや高齢者など 歩行者・自転車の絶対安全社会実現を

代表 前田 敏章

### ■ 「日常化された大虐殺」は止まず

会報62号（2020年8月）のコラムで警鐘を鳴らしましたが、2年後の今日、道内でも児童などが歩行や自転車中に轢かれ死傷するという悲惨な被害報道（下表①～⑨）が相次ぎ、胸が痛みます。

#### 最近の交通死傷被害（道内）の例

「太字」は北海道新聞の見出し、以下、事件月日、場所、被害者、態様の順

- ①「**自転車男児はねられ死亡**」 4/20、札幌市西区の市道、小学5年男児、自転車で交差点横断中右から来た車にはねられる
- ②「**中学生はねられ2人けが**」 4/28、札幌市豊平区の市道、女子中学生2人、押しボタン式信号機のある道路を横断し登校中にRV車にはねられ顔などけが
- ③「**横断中はねられ女性死亡**」 4/29、札幌市中央区の市道、50代女性、信号機のある交差点で横断中 右折してきたRVにはねられる
- ④「**自転車女児はねられ重体**」 6/20、札幌市西区の市道、小学2年女児、自転車で市道交差点を横断中「ワゴン車」にはねられる
- ⑤「**自転車女性にはねられ死亡**」 6/20、札幌市中央区、30代女性、自転車で信号機のある交差点を横断中 左折の乗用車にはねられる
- ⑥「**中学生はねられ重体**」 6/21、栗山町の国道交差点、中学1年女生徒、自転車を押しながら交差点を渡っていて右折乗用車にはねられる
- ⑦「**女性にはねられ死亡**」 7/7、午前3時過ぎ、札幌市中央区、女性、信号のある交差点を横断中 左から来た乗用車にはねられる
- ⑧「**中学生2人はねられけが**」 7/21、士別市の道道、中学1年の女子生徒2人、自転車走行中 後ろから来た脇見の乗用車にはねられ背中などけが
- ⑨「**6歳児はねられ死亡 運転者は不起訴不当**」(2/5)  
「**6歳児死亡事故 男性再び不起訴**」(5/12)  
2020/10/15、札幌市手稲区、6歳児、車道に出て直進トラックにはねられる

### ■ 閑静な住宅街の交差点で何故児童が

4月20日の事件①の報道に戦慄が走りました。現場は私の住む西区です。2日後、手を合わせたく、そして悲惨な被害を繰り返さないために今後為すべきことを考えたく、ご家族の深い悲しみを想いながら現場に向かいました。

「4月20日午後2時45ごろ、札幌市西区西野11の9の市道交差点で、自転車で道路を横断していた〇〇さん（10歳）がワゴン車にはねられ、頭などを強く打って間もなく死亡した。札幌西署は自動車運転処罰法違反（過失致傷）の疑いで、ワゴン車を運転し

ていた〇〇容疑者を現行犯逮捕した。同署によると、現場は信号機や横断歩道のない交差点。

（「北海道新聞」2022年4月21日）

現場は、閑静な住宅街の市道交差点です（写真）。歩道には、沢山のお花が供されており、同じ学校の生徒さんと思われる女児とご家族の方が手を合わせておられました。



お花を供え、現場に立ち、改めて社会が絶対に護るべき子どもの命が、昼間の住宅街で、何故に奪われてしまうのか、加害運転者の危険行為と、本来「道具」であるべきクルマが未だに「凶器」の如く使われている社会への怒りで、胸が震えました。

### ■ 重大過失の運転者は厳罰に処すべき

～道交法は交差点での安全運転義務を明記～

改めて、道路交通法（以下「道交法」）が定める交差点での安全運転義務規定を確認しました。道交法36条4項には、

「車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。」

との規定があり、この解説として、

「（第4項は）交通整理が行われていることの有無、道路の優先関係の有無にかかわらず、すべての交差点における車両等の一般的注意義務を規定したものである。（中略）（この義務規定は）本来法第70条の安全運転の義務の内容をなすものであるが、交差点及びその付近において交通事故が多発している実情にかんがみ、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行する場合の車両等の注意義務を特に定めたものである」（「道路交通法解説」（東京法令17訂版p341）

と明記されているのです。（下線は筆者。犠牲になった自転車の男児は下線の車両等に該当）。

当然ながら、相手に一時停止があったり、自分が優先道路であっても、運転者の注意義務は厳格に適用されるのであって「車両が優先だから責任がない」ということには決してならないのですが、この安全運転義務規定の周知徹底が極めて不十分なままです。実際、事件後報じられたのは市教委が道路の横断や



自転車のマナーについて児童生徒に注意を促したにとどまり、運転者に向けての強い警告はありません。

36条4項がないがしろにされ、未対策のままであることは、その後も札幌など道内各地で、交差点での歩行者・自転車の被害が相次いでいること（事例②～⑦）からも明らかです。

中でも、事例④の報道に背筋が凍りました。小学2年の女兒が重体となった被害現場は、事例①の現場と1.7kmほどしか離れていない市道交差点であったからです。

### ■ 6歳児死亡事件の加害者が不起訴 ～道交法71条2項の遵守義務が不問に～

悲惨な被害事件が止まない背景要因として、道交法の空文化があるとの危惧が深まったのは、事例⑨です。報道及び検察審査会の議決書によれば、2年前、6歳児を路上ではねて不起訴となった加害運転者に対し、（日本版「陪審制度」と言われる）検察審査会が審議し「不起訴不当」としたにも拘わらず、不起訴が確定したというのです。

加害者が遵守しなかった安全運転義務は、道交法71条2項と思われます（下線は筆者）。

第71条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

二 身体障害者用の車椅子が通行しているとき（中略）、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。

亡くなった6歳児は、（監護者が付き添わない状況で）複数の友だちと遊んでいて歩道から車道に出たところを漫然運転の加害者に轢かれました。審査会では、被疑者は50mほど前で小学生が歩行していたことを認識しており、「そのようなときは、被害児童のような児童が歩道から車道に突然飛び出すなど突飛な行動出ることを予測して徐行するなどの注意義務があったのではないかとの疑問がある」（議決文より）と、71条2項の義務違反を指摘していましたが、司法はこれを咎めず不起訴を確定し、因って71条2項を反故にしたのです。

ここでも、運転者の歩行者・自転車保護規定が空文化され、社会が絶対に護るべき子どもの命と安全を日常的な危険にさらしているのです。

### ■ 厳罰化と合わせ、30キロ規制の低速化を！

道交法の運転者の注意義務規定が空文化している二つの例を挙げました。当会は会報前号（65号）の誌上フォーラムで、刑罰の軽さを問い、司法の裁きからも、憲法13条の生命権の保障を訴えましたが、

これらの改善施策を再度強く強く求めるものです。

そして、冒頭に挙げた被害事件の根絶のために、道交法など歩行者保護規定を実質化させるには、これを蔑ろにする司法を改めるとともに、歩行者、自転車が共用する（自動車専用道路以外の）、居住地域の道路全ての低速化が早急に求められています。

道交法36条4項の「出切る限り安全な速度と方法で」という規定には曖昧さが残り、71条2項の「一時停止、又は徐行して」との規定も「監護者が付き添わない児童」等を発見した時点の速度が危険速度であれば間に合いません。

社会が護るべき子どもなどの絶対安全のために、二重三重の対策が必要です。この点で、当会は、交通死傷という、最大の人権侵害が「日常」となっている麻痺したクルマ社会を改めるために、「人、車、道路」の根底の課題を総合的に求める要望活動を続けていますが、その一つとして、（道交法の規定を確実に徹底させるためにも）生活道路におけるクルマの低速規制が必須と考えます。

以下は昨年提出した要望書6-2項です。

- ①市街地など居住地域の道路の速度規制を全て30km/h以下とする
- ②上記地域の歩道のない道路は20km/h以下とする
- ③自動車専用道路以外の幹線道路で歩車分離など十分に安全性が見込める道路は上限50km/hに規制する

### ■ 低速化は世界の流れ WHOもキャンペーン

なお、これまでも紹介していますが、歩行者保護が進む西欧では、1970年代の「ボンエルフ」に始まり、80年代からの「ゾーン30」を経て、昨年パリ市内が全て30キロ以下に規制されるなど「全域低速化」へと進んでいます。

そして勇気付けられるのは、11月第3日曜日の世界道路交通被害者の日を提唱したWHO（世界保健機関）が、「交通安全のための行動の10年2021-2030」の中で、“Street for Life Love30”のキャンペーンを行っていることです。

以下は、当該サイトからの引用です。

「時速30km（時速20マイル）の道路は、歩行者、自転車、子供、高齢者、障害者など、それらを使用するすべての人、特に最も脆弱な人々を保護します。私たちは政策立案者に、世界中の低速道路のために行動し、人々が歩き、生活し、遊ぶ30km/hに制限するよう求めています。」「#Love30キャンペーンに参加して、30 km/hの制限速度を世界中の都市、町、村の標準にするよう呼びかけましょう。」

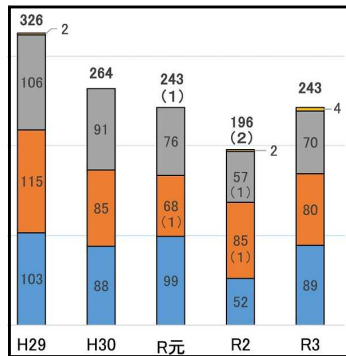


（p12へ続く）

終わりに、児童生徒の置かれている危険な実態データを示します。クルマが凶器ともなり、交差点など道路が犯行現場となる「危険社会」の断面です。

### ■ 道内小学生は2日に1人の割合で負傷被害

下記グラフは、道警交通企画課が今年3月にまと



数字は下から順に、歩行中、自転車中、自動車乗車中、総数

これを、異常と受け止めない社会の麻痺が、相次ぐ

めた「小学生の交通事故実態」から5年分を抜き出したものです。

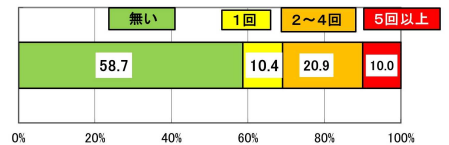
これによると、道内の小学生がこの5年間に歩行と自転車中に遭った被害は、死者2人、負傷者862人です。負傷被害が、2日に1人の割合という現状は極めて深刻であるのに、

被害事件につながってはいないでしょうか。

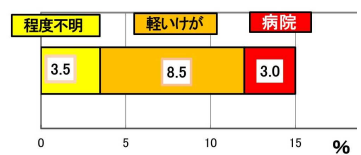
### ■ 高校3年までに、(歩行・自転車中に) 4割の生徒が危険体験 1割以上が実際に被害

次図は、昨年10月、札幌市内A高校で講話前に協力頂いた生徒アンケートの結果です。

3年生への「18歳までの間に、歩行、自転車中に危険な場面に遭遇したことはありますか？」との問いに、「無い」は約6割で、4割を超える生徒が「ある」と回答。複数回も多い結果に驚きました。



そして、「けがをした経験は？」との問いには、病院にかかった3%を含め、15%もの生徒さんが実際に被害に遭っておりました。



### 編集を終えて

■ 今号にも貴重な報告・お便りを寄せて頂いた会員の皆さまに感謝します。当会は23年前の1999年、交通事犯被害者が孤立無援に陥ってはならないと、道警交通部の呼びかけがあり発足しました。しかし、コロナ禍の2020年以来、総会も開催不可となるなど、集まり交流するという大切な機会が制限されています。辛く大変ですが、交流機会として会報誌面の活用を改めてお願いするものです。■ 本会報は毎号1800部ほど印刷し関係機関に配布するとともに、会のホームページから閲覧も可能です。誌面を通して、〈犠牲を無にせず被害根絶を〉という必死の「語り継ぎ」を行う場でもありますので、次号以降もよろしくお願いします。

■ 当会発足の契機となったのが、「(行政は) 被害者の声を聞かなくてはならない」と発刊された手記集「癒されぬ輪禍」(1999年道警交通部編)です。これを機に、道環境生活部は「心に響け被害者の声! 100万人講習」(2000~04年)を全道で展開し、私たち会員も必死に被害根絶を訴えました。■これが、現在の「命の大切さを学ぶ教室」に引き継がれていますが、未だ社会の底流には、クルマ優先社会の麻痺が残ります。「根底の課題を総合的に速やかに」との訴えが引き続き求められます。力を合わせましょう。(前)



### 会の目録

2022.2.1. ~ 2022.7.31.



#### 《訴えの活動》

- ◆2/4 札幌高等裁判所、3/1 月形刑務所、4/20 とわの森三愛高、5/6 千歳市立東千歳中、5/10 駒大苫小牧高、5/17 北海道大空高、5/17 北見方面網走警察署、6/3 深川東高、6/21 月形刑務所、6/23 千歳市立向陽台中、6/30 札幌市立札幌中、7/15 千歳高校定時制、7/29 釧路方面被害者支援連絡協議会、(前田)
- ◆5/16 旭川中央中学、6/29 札幌市立北白石中学、7/1 札幌市立栄町中学、(真島勝)
- ◆5/17 砂川市立砂川中学、7/1 札幌市立日章中学、7/13 松山振興局飲酒運転根絶決起大会、7/15 札幌市立信濃中学、(高石)
- 処分者講習：2/10、4/14、6/9 (前田)  
3/10、5/13、7/8 (真島勝)

#### 《いのちのパネル展》

- 3/7~18 佐川急便札幌北営業所 4/1~7 JR北広島駅
- 6/7~13 JR手稲駅
- 7/25~27 夕張市拠点複合施設「りすた」
- ※以下予定 ★ 8/10~14 JR手稲駅
- ★11/16 札幌地下歩行空間大通3丁目広場

#### ～本年の北海道フォーラムについて～

世界道路交通被害者の日(11月第3日曜日)に連帯して毎年開催している道フォーラム(20、21年は中止)は、下記要項で、コロナ感染防止対策を万全に、開催予定です。

11月19日(土) 13:15~15:30 (終了後会員交流会) かでる2・7 大会議室  
講師：白岩 祐子氏(埼玉県立大 准教授 社会心理学)  
講演(仮)テーマ：「交通死傷根絶に向けて：行動科学からのアプローチ」